

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第20号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（平成3年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。